

## 東広島市農業委員会令和2年4月（第4回）総会議事録

- 1 開催日時 令和2年4月30日(木) 午前9時30分から10時35分まで
- 2 開催場所 東広島市役所本館8階 全員協議会室
- 3 出席委員 20人

### 本議席番号順

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	三見 昌嗣	2	小倉 亜紗美	3	長原 毅
4	清水 寿昭	5	森原 敏昭	6	岡本 義則
7	古本 啓之	8	脇坂 俊之	9	原 茂正
10	台川 洋子	11	杉本 源藏	12	加栗 建男
14	佐伯 隆弘	15	田辺 寿孝	16	黒川 克輝
18	古川 国昭	19	在間 千鳥	22	住井 正美
23	木原 省五	24	立川 万里子		

- 4 欠席委員 4人

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
13	窪田 恒治	17	小池 智慧登	20	瀬戸 則昭
21	岡土居 正弘				

- 5 傍聴人 なし

- 6 議事録署名者

議長(会長) 14番 佐伯 隆弘 委員 15番 田辺 寿孝 委員

- 7 次第

- (1) 開会
- (2) 議事録署名者指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議案

議案第19号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(別紙1)

議案第20号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(農地中間管理機構関係分)の決定について(別紙2)

議案第21号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による

- 農用地利用配分計画案に対する意見決定について（別紙3）  
議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について  
議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について

(5) 報告

- 報告第11号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分について  
報告第16号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について  
報告第13号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について  
報告第14号 農地利用状況調査による非農地判断の専決処分について

(6) その他

(7) 閉会

8 出席者

(農業委員会事務局職員)

事務局長	本 越 秀 己
局長補佐	大 下 宏 治
農地保全係長	定 井 芳 紀
農地係主査	津 山 隆 之
農地係主任	和 田 麻依子
農地保全係主任主事	坂 見 浩 充
農地保全係主任主事	高 橋 久 雄

(農業委員会事務局以外の職員)

産業部農林水産課担い手支援係主任主事	緒 方 健
産業部農林水産課担い手支援係主事	小 田 祐 平

議 長	<p>それでは、これより4月総会を開会いたします。</p> <p>これからは着席の上で議事進行をさせていただきますが、在任委員数の24人中20人の委員の皆様方のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数に達しており、会議は成立しております。</p> <p>次に、日程第1の議事録署名者を指定いたします。</p> <p>東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定により、14番佐伯委員さん、15番田辺委員さんを指名いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>次に、日程第2の会期の決定についてお諮りをいたします。</p> <p>会期は、令和2年4月30日一日限りとしてよろしいでしょうか。</p>
	< 異議なし >
議 長	<p>それでは、会期は令和2年4月30日一日限りといたします。</p> <p>これより日程第3の議案審議に入ります。</p> <p>それでは、議案第19号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。</p> <p>この案件は、東広島市長から意見を求められているため、計画内容については農林水産課より説明をいただき、個々の内容の質問については農業委員会へ事務委任されているため、事務局から答弁をいたします。</p> <p>それでは、説明をお願いいたします。</p>
緒 方 主 任 主 事	<p>農林水産課、緒方です。</p> <p>私から、総会議案第19号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」説明をさせていただきます。</p> <p>資料をご覧ください。</p> <p>1枚お開きください。</p> <p>今回、議案として提出しております農用地利用集積計画は、利用権設定の貸借権設定と所有権の移転にかかわるもので、貸借権設定は90件、総面積は254,613.74㎡となっております。所有権の移転は2件で、総面積は6,135㎡となっております。詳細につきましては、資料をご覧くださいと思います。</p> <p>なお、今回の農用地利用集積計画につきましては、本日の総会でご決定をいただきましたら、5月8日付で公告することとしております。</p> <p>説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
定 井 農 地 保 全 係 長	<p>議長、事務局定井。</p> <p>それでは、事務局から利用集積率についてご説明いたします。</p> <p>今回の利用権設定、また後ほどご審議いただきます農地中間管理機構関係の議案も、議案のとおりご決定いただきますと利用集積率は23.38%になります。前回3月5日公告時点での集積率が23.38%ですので、前回と同様の率となっております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>只今、農林水産課、それから事務局から説明がございました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>なお、この議案は本日配付いたしております資料1にありますように、原委員さん、それから田辺委員さん、脇坂委員さん、森原委員さんが関係者となっております。農業委員会に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に該当をいたします。関係者分を先に審議することといたしますので、原委員さん、田辺委員さん、脇坂委員さん、森原委員さんにおいては、審議の間退出をお願いいたします。</p>
	< 原茂正委員、田辺寿孝委員、脇坂俊之委員、森原敏昭委員、退室 >
議 長	<p>それでは、議案の事案のうち資料1にあります関係者分について、ご質問、ご意見がありましたらご発言を願います。</p>
	< なし >
議 長	<p>それでは、ご意見ないようでございますので、採決に入ります。</p> <p>議案第19号の事案のうち、関係者分について決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >

議 長	<p>ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第19号の事案のうち、関係者分については決定をいたします。</p> <p>それでは、関係者の方、入室してください。</p>
	<p>&lt; 原茂正委員、田辺寿孝委員、脇坂俊之委員、森原敏昭委員、入室 &gt;</p>
議 長	<p>それでは続きまして、議案の事案のうち、先ほど異議がない旨、東広島市長へ回答することに賛成をいただいた事案以外について、ご質問、ご意見がありましたらご発言を願います。ありませんか。</p>
	<p>&lt; なし &gt;</p>
議 長	<p>ないようでございますので、採決に入ります。</p> <p>議案第19号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の事案のうち、関係者分以外について、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>&lt; 全員挙手 &gt;</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第19号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第20号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」を上程いたします。</p> <p>なお、この議案第20号で農地中間管理機構により集積しました農地は全て、次の議案第21号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」に基づき、担い手に貸し付けられます。</p> <p>したがって、農地中間管理機構を介した農地の賃借という点で密接に関連しております議案第20号と議案第21号は、あわせて説明をお願いしようと思っておりますが、ご異議はございませんか。</p>
	<p>&lt; 異議なし &gt;</p>
議 長	<p>それでは、この案件も東広島市長から意見を求められておりますので、議案第20号と第21号をあわせて農林水産課から説明をお願いいたします。</p>
小田主事	<p>農林水産課、小田です。</p> <p>それではまず、総会議案の議案第20号の「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」説明をさせていただきます。</p> <p>今回議案として提出しております農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）は、1件2,748㎡で、全て利用権の設定に係るものでございます。詳細につきましては資料をご覧くださいと思います。</p> <p>なお、今回の農用地利用集積計画につきまして、本日の総会でご決定をいただきましたら、5月4日付で公告することとしております。</p> <p>続きまして、総会議案の議案第21号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」説明をさせていただきます。</p> <p>今回議案として提出しております農用地利用配分計画案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により、農地中間管理機構が策定する計画の案でございます。農業委員会からの意見聴取を経て、農地中間管理機構と農地の受け手である各担い手との間で要件設定を行うための農用地利用配分計画を農地中間管理機構が策定の上で、知事の認可を受けることとなっております。</p> <p>内容については、先ほどの議案第20号で説明をさせていただいた利用集積計画書により、農地中間管理機構が中間管理権を取得する筆の全てについて、農地中間管理機構と受け手となる担い手、1経営体との間で賃借権を設定するものでございます。よって、申し込み筆数及び申し込み面積についても、先ほど説明した内容と同様となります。詳細につきましては、資料をご覧くださいと思います。</p> <p>なお、今回の農用地利用配分計画原案につきましては、本日の総会においていただいたご</p>

小田主事	意見を農地中間管理機構に報告することとなっております。 説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。 只今、農林水産課から説明がありました。 これより質疑に入ります。 議案第20号について、ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。 ありません。
	< なし >
議長	ないようでございますので、採決に入ります。 議案第20号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方、挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議長	ありがとうございました。皆さん賛成ですので、議案第20号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定をいたします。 次に、議案第21号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を上程いたします。 この議案は、先ほど議案第20号とあわせて説明をいただいておりますので、これより質疑に入ります。 このご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。 ありませんか。
	< なし >
議長	ないようでございますので、それでは採決に入ります。 議案第21号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議長	ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第21号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定をいたします。 農林水産課の緒方さん、小田さん、ありがとうございました。それではご退室をお願いします。
	< 緒方主任主事、小田主事、退室 >
議長	続きまして、議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたしますが、冒頭にも申し上げましたように、会議時間の短縮を図るため、議案の説明を簡略化させていただいておりますので、どうかご承知をお願いしたいと思います。 それでは、事務局の説明を求めます。
和田主任	事務局、和田です。 それでは、総会議案の4ページをご覧ください。 議案第22号について説明いたします。 今月は13件の申請がありました。内訳は7ページをご覧ください。 田21筆、17,815㎡、畑7筆、4,675㎡、合計28筆、22,490㎡です。 内容については、座って説明させていただきます。 それでは、36-1について説明します。 耕作者へ売買のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 続いて、37-2でございます。 耕作者へ売買のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な

和田主任	<p>農機具も保有されています。</p> <p>続いて、38-3でございます。</p> <p>経営規模拡大により、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、39-4でございます。</p> <p>耕作者へ贈与のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、40-5でございます。</p> <p>自宅近くで耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、41-6でございます。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、42-7でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、43-8でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、44-9でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、45-10でございます。</p> <p>親戚間の贈与により、所有権を移転するものです。受人には4人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、46-11でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、47-12です。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、48-13でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。本申請地は、平成30年4月18日付残土処分場として一時転用の許可を受けており、このたび転用が完了した旨、届け出の提出があったものです。申請地のうち1筆については、現況はのり面及び調整池となっておりますが、一体の農地を形成、維持するため欠かせないものであり、譲受人においては採草放牧地として耕作及び管理をする意向があり、種子吹きつけなどの施行も行っていることなどから、農地として所有権の移転をするものです。受人には4人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>以上、13件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>只今、事務局から説明がございました。</p> <p>担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いしたいと思います。</p> <p>ございませんか。</p>
	<p>&lt; なし &gt;</p>
議長	<p>それでは、議案第22号について、ご質問、ご意見がありましたらご発言を願いたいと思います。</p>
	<p>&lt; なし &gt;</p>
議長	<p>ないようでございますので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第22号の議案につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>

	<p>&lt; 全員挙手 &gt;</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第22号は許可することに決定をいたします。</p> <p>それでは次に、議案第23号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
大下局長補佐	<p>事務局、大下。</p> <p>議案の8ページをご覧ください。</p> <p>議案第23号でございます。</p> <p>今月は2件の申請がございました。</p> <p>内訳は9ページをご覧ください。</p> <p>内容につきましては、座って説明申し上げます。</p> <p>まず、申請番号8-1でございます。</p> <p>農地改良のための一時転用事案です。</p> <p>申請地は高低差があり、排水機能の低い水田であることから、盛り土による改良により作業効率の向上を図るため、許可後の着工時から6カ月間、一時転用をしようとするものです。</p> <p>申請地は、昭和51年度から平成2年度にかけて団体営圃場整備事業により整備された農業振興地域整備計画における農用地区域内の農地で、本件は農地法施行令第4条第1項第1号仮設工作物の設置、その他の一時的な利用に供するために行うものであって、農振法の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることから、農用地区域内農地の不許可の例外に該当しております。</p> <p>続きまして、9-2でございます。</p> <p>営農型太陽光発電設備への一時転用事案となっております。</p> <p>申請者は●●に本店を有し、不動産業及び売電事業を行い、農産物の生産、販売も行う会社となっております。</p> <p>本申請地におきましては、既に●●が平成28年8月に農地法第5条の規定による営農型太陽光発電設備の許可を受け、太陽光パネル下の農地でアラゲキクラゲの栽培を行い、地域の平均的な単収を上回る収量を上げてこられました。このたび事業者側の都合によりまして事業継続が困難となったため、新たに申請人に設備等を譲渡し、事業の承継を行うため、事業計画変更承認申請とあわせて一時転用許可の申請をされたものでございます。</p> <p>なお、申請地は本年2月総会を経て、申請人が既に利用権を設定された農地であるため、耕作者による売電事業として農地法第4条の一時転用許可申請をなされたものです。太陽光パネル下の農地におきましては、許可後3年間引き続きアラゲキクラゲの栽培を行う計画となっております。</p> <p>この申請地は、●●地区におきまして平成4年度から平成7年度にかけて県営圃場整備事業により整備された農用地区域内の農地となっております。</p> <p>また本件は、農地法施行令第4条第1項第1号の規定による農用地区域内農地の不許可の例外に該当しております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>只今、事務局から説明がございました。</p> <p>担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いしたいと思います。</p>
	<p>&lt; なし &gt;</p>
議長	<p>それでは、議案第22号について、ご質問、ご意見がありましたらご発言を願いたいと思います。</p> <p>よろしいですか。</p>
	<p>&lt; なし &gt;</p>
議長	<p>ないようでございますので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第23号「農地法第4条の規定による許可申請について」のうち、9-2については許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外に</p>

議 長	<p>については許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>&lt; 全員挙手 &gt;</p>
議 長	<p>ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第23号「農地法第4条の規定による許可申請について」のうち、9-2については許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可する、また意見聴取の対象外については許可することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第24号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>
津山主査	<p>事務局、津山です。</p> <p>それでは、総会議案の10ページをご覧ください。</p> <p>議案第24号について説明します。</p> <p>今月は40件の申請がありました。</p> <p>内訳については、総会議案の20ページに記載のとおりです。</p> <p>今月は、先ほど会長から説明がありましたとおり、なるべく一括して説明できる案件はまとめて説明申し上げます。なお、農振農用地や第1種農地であり不許可の例外に該当する案件につきましては、例月どおり説明をさせていただきます。</p> <p>内容については、座って説明をさせていただきます。</p> <p>74-1と75-1は同一案件ですので、一括して説明します。</p> <p>駐車場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、●●に事業所を置く会社です。このたび、従業員及び事業用の駐車場用地として、事業場に隣接する本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の南西300mに位置する集団農地内の第1種農地です。本件は、農地法施行規則第33条第4号住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上（又は業務上）必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、第1種農地の不許可の例外に該当します。なお、申請地は既に使用されていることから、始末書を徴取し、農地法の手続について指導しています。また、農振農用地からは令和2年2月20日付で除外済みです。</p> <p>76-3について説明します。</p> <p>第2種農地における一般住宅及び車庫への転用事案です。内容は議案のとおりです。</p> <p>77-4について説明します。</p> <p>資材置場及び駐車場への転用事案です。受人は●●に居住し、個人で造園業を営まれています。現在、別の場所に資材置場を借りていますが、自宅から遠く、利便性が悪いため、このたび自宅兼事業所隣の申請地を購入できることとなり、本申請地を資材置場及び駐車場として転用しようとするものです。申請地は、●●の南1,100mに位置する集団農地内の第1種農地です。本件は、農地法施行規則第33条第4号の規定による第1種農地の不許可の例外に該当します。</p> <p>続いて、78-5から85-12について、一括して説明します。</p> <p>第2種農地における7つの太陽光発電設備への転用事案です。内容は、議案のとおりです。</p> <p>続いて、86-13について説明します。</p> <p>第2種農地における資材置場及び駐車場への転用事案です。内容は、議案のとおりです。</p> <p>続いて、87-14から91-18について、一括して説明します。</p> <p>第2種農地における4つの太陽光発電設備への転用事案です。内容は、議案のとおりです。</p> <p>続いて、92-19から94-21は同一案件ですので、一括して説明します。</p> <p>残土処分場への一時転用事案です。受人は、●●に本店を置き、建設残土の運搬及び処理を行う会社です。現在、●●に土砂処分場を設けていますが、容量が不足となる見込みで、また市内の災害復旧残土も処分することから、新たな処分場を検討し、このたび休耕中の本申請地を残土処分場として、許可後5年間一時転用しようとするものです。なお、転用後は牧草地として復元する計画です。申請地は、●●の南西3,600mに位置し、●●地区として実施された農業公社牧場設置事業により整備された第1種農地です。本件は、農地法施行令第11条第1項第2号柱書、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するものであって、</p>



津山主査	<p>当該利用の目的を達成する上で、当該農地等を供することが必要であると認められる場合として、第1種農地の不許可の例外に該当します。なお、土砂埋立行為事前協議書については、担当部局に提出されております。</p> <p>95-22、96-23について、一括して説明します。</p> <p>第2種農地における2つの太陽光発電設備への転用事案です。内容は、議案のとおりです。</p> <p>続いて、97-24から105-32について同一案件ですので、一括して説明します。</p> <p>鉄塔建替工事に伴う索道基地及び作業用地への一時転用事案です。受人は、●●に本店を置き、支店を●●に置く電気通信構造物の設計や保守、点検、運用を行う会社です。このたび、●●より送電線の掛替工事を受注し、その工事に当たり鉄塔敷地への物資の搬出入を行う必要があり、その基地または作業用地として本申請地を令和3年4月30日まで一時転用しようとするものです。なお、工事完了後は表土をかぶせ、農地に戻し、耕作中であった場所については畑として利用する計画です。申請地は、●●の北西1,200mから2,400mに位置する農振農用地、または第2種農地です。</p> <p>続いて、106-33から113-40について、一括して説明します。</p> <p>第2種農地における5つの太陽光発電設備への転用事案です。内容は、議案のとおりです。</p> <p>以上の40件について、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められることから、許可要件を満たしていると考えます。上程議案中、番号88-15、89-16、92-19から94-21、109-36から111-38については、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取後、異議がなければ許可とし、それ以外は意見聴取の対象外であることから許可してよいか、あわせてご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>只今、事務局から説明がございました。</p> <p>担当の委員さんより必要があれば補足説明をお願いしたいと思います。</p> <p>ございませんか。</p>
	<p>&lt; なし &gt;</p>
議 長	<p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。</p> <p>よろしいですか。</p>
	<p>&lt; なし &gt;</p>
議 長	<p>それでは、特にご意見ないようでございますので、採決に入ります。</p> <p>議案第24号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、88-15から89-16、92-19から94-21、109-36から111-38までについては、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>&lt; 全員挙手 &gt;</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第24号の「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、88-15から89-16、92-19から94-21、109-36から111-38までについては、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については許可することに決定をいたします。</p> <p>それでは、日程第4の報告事項に入ります。</p> <p>報告第11号から14号について、事務局の説明を求めます。</p>
大 下 局 長 補 佐	<p>事務局、大下。</p> <p>報告第11号から第14号までを一括して説明いたします。</p> <p>本件は、東広島市農業委員会規定に基づいて専決処分をしたものです。</p> <p>内容は、座って説明をさせていただきます。</p> <p>報告事項の1ページから20ページをご覧ください。</p> <p>市街化区域内の農地転用届に関するもので、届け出により許可不要となるものでございます。1ページから2ページは、農地法第4条第1項第8号の規定による届け出を3件、3ペ</p>

大 下 局 長 補 佐	<p>ーじから12ページは、農地法第5条第1項第7号の規定による届け出を39件受理いたしました。</p> <p>続きまして、13ページから20ページをご覧ください。</p> <p>法務局からの農地の転用事実に関する照会に関するもので、地区担当委員さんとの現地調査の結果22件、計29筆のうち1件1筆、72-17番を農地として回答し、その他21件28筆につきましては非農地との回答をいたしております。</p> <p>報告は以上でございます。</p>
定 井 農 地 保 全 係 長	<p>事務局、定井。</p> <p>それでは私から、報告第14号についてご説明申し上げます。</p> <p>本件も、東広島市農業委員会事務局規定に基づいて専決処分したものでございます。</p> <p>内容は、着席にて説明いたします。</p> <p>報告事項の21ページから23ページになります。</p> <p>これは、農地利用状況調査、いわゆる農地パトロールでございますけれども、で調査した結果、再生利用が困難な農地としてご報告いただいた農地につきまして、事務局において改めて現地確認をし、非農地として判断したものでございます。今回は、高屋町高屋東、高屋堀、豊栄町吉原、清武の農地につきまして、23ページの下に掲載しておりますように、田22筆、21,595㎡を非農地として判断するものでございます。これらの農地につきましては、今後所有者の方へ非農地の通知を行うとともに、法務局等の関係機関へ情報提供を行うこととなります。なお、担当の農業委員さんへは、位置図、現地確認をした際の写真等の資料をもとに事務局から説明をさせていただき、非農地判断に同意する旨の確認書をご提出いただいております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、日程第5のその他に入ります。</p> <p>委員の方から何かございましたらお願いいたします。</p> <p>ございませんか。</p>
	<p>&lt; なし &gt;</p>
議 長	<p>では事務局から何かありますか。</p>
定 井 農 地 保 全 係 長	<p>事務局定井、それでは、その他の報告事項を何点かささせていただきます。</p> <p>まず、本日配付いたしました資料2、令和2年度東広島市農業委員会事務局名簿でございます。</p> <p>本年度の本庁、支所における事務局職員の氏名と主な担当事務について記載をしておりますので、参考にいただければと思います。</p> <p>次に、2枚目、3枚目でございます。</p> <p>令和2年度中国四国ブロック農業委員会女性委員研修会の開催期日等の延期についてのお知らせです。</p> <p>毎年、中国四国ブロックにおける女性農業委員さんの研修会を各県の持ち回りで行っておりまして、昨年度はここ広島県で開催をされ、今年度は愛媛県で開催予定でございましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、来年度に延期する旨の連絡がありましたので、皆様にお知らせするものでございます。</p> <p>次に、資料はございませんけれども、今年度の総会のスケジュールでございます。</p> <p>ことし1月の総会のときに、来年の3月までの総会スケジュールをお示しいたしましたけれども、新型コロナウイルスの影響に伴いまして、市役所本館の執務室における、いわゆる三密を避けるための措置といたしまして、当分の間、市役所の会議室も執務室の別室として使用されることとなりました。これに伴いまして、農業委員会総会の開催場所として4階の会議室を確保しておりましたけれども、全て執務室として、別室として使用されることになりまして、今後の総会の開催場所が変更となります。今後の開催場所につきましては、その都度開催通知にてご案内をさせていただきますので、よろしくお願いたします。</p> <p>最後に、4枚目、5枚目でございますけれども、事務引き継ぎについてでございます。</p> <p>この5月末の任期満了に伴いまして、委員さんが新しく交代される地区があるかと思っております。その際、新しい委員さんへ個別に引き継ぐ事項等がございましたら、資料の4枚目、</p>

定井農地 保全係長	5枚目にあります事務引き継ぎについてにご記入いただきまして、農地パトロールの地図等と合わせて、事務局へ適宜ご提出いただければ、新しい委員さんへ事務局のほうから引き継ぎをさせていただきますので、よろしく願いいたします。なお、2月の下旬に委員の皆様へ送付しております各地区協議会でご協議いただく協議テーマについてでございますけれども、ご提出がまだの地区におかれましては、早目に事務局のほうへご提出いただきますよう、あわせてお願いいたします。 報告は以上でございます。
議長	只今、事務局から説明ございました。 何かご質問がございましたらお願いいたします。
古川委員	18番古川です。ちょっと教えていただきたいのですが、報告第12号の農地転用の専決処分ですが、●●に●●が出店するように書いてありますよね。店舗、温浴施設、住宅展示場、この位置が分からないので具体的にどの辺かということを説明して頂けないでしょうか。
住井委員	位置は●●の正面向かって右側で、●●隣から●●までの間で、奥は新しい道までだと思います。
議長	よろしいですか、古川委員さん。
古川委員	はい、分かりました。
議長	情報提供ということで新型コロナウイルスの感染防止に対する組織運営の方法の変更についてという県の文書をお配りしております。ご一読ください。それから事務局から説明がありましたが、新しい委員さんがスムーズに活動開始できるように引継ぎをお願いいたします。
議長	委員の皆様方には大変長時間にわたりましてご審議まことにご苦労さまでございました。それでは、森原会長職務代理さんのほうから次回の総会について報告をお願いしたいと思います。
森原会長 職務代理	次回5月総会は5月29日金曜日10時から開催の予定です。本日と同じ全員協議会室を予定しておりますので、ご出席のほどよろしくお願いいたします。
議長	以上で4月総会を閉会いたします。大変お疲れでございました。

議事録署名者 議長 \_\_\_\_\_

議事録署名者 委員 \_\_\_\_\_

議事録署名者 委員 \_\_\_\_\_

議長(会長) 14番 佐伯 隆 弘 委員 15番 田 辺 寿 孝 委員